

FA0121

税務署長

年 月 日

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の

申告書B

第一表 (平成二十七年分以降用)

住所 (又は事業所事務所居所など)	フリガナ	氏名		性別 男 女	職業	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
平成 年 1 月 1 日 の住所	生年月日	電話番号	自宅・勤務先・携帯					

種類 青色 分離 国出 損失 修正 特農の特農 番号 翌年以降 送付不要

収入金額等	事業等	⑦		税金の計算	課税される所得金額 (⑨-⑳)又は第三表上の㉔に対する税額又は第三表の㉞	⑳		000
	農業	⑧			配当控除	㉘		
	不動産	⑨			区分	㉙		
	利子	⑩			(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	㉚		
	配当	⑪			政党等寄附金等特別控除	㉛		
	給与	⑫			住宅耐震改修特別控除	㉜		
	雑	⑬			住宅特定改修・認定住宅新築等特別控除	㉝		
	公的年金等	⑭			差引所得税額	㉞		
	その他	⑮			災害減免額	㉟		
	総合譲渡	⑯			再差引所得税額(基準所得税額)	㊱		
短期	⑰		復興特別所得税額 (⑳×2.1%)	㊲				
長期	⑱		所得税及び復興特別所得税の額 (㊱+㊲)	㊳				
一時	㉑		外国税額控除	㊴				
所得金額	事業等	①		所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊵			
	農業	②		所得税及び復興特別所得税の申告納税額	㊶			
	不動産	③		所得税及び復興特別所得税の予定納税額(第1期分・第2期分)	㊷			
	利子	④		所得税及び復興特別所得税の納める税金	㊸		00	
	配当	⑤		所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額	㊹			
	給与	⑥		配偶者の合計所得金額	㊺			
	雑	⑦		専従者給与(控除)額の合計額	㊻			
	総合譲渡・一時	⑧		青色申告特別控除額	㊼			
	合計	⑨		雑所得・一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㊽			
	所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩		未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊾		
医療費控除		⑪		本年分で差し引く繰越損失額	㊿			
社会保険料控除		⑫		平均課税対象金額	㉑			
小規模企業共済等掛金控除		⑬		変動・臨時所得金額	㉒			
生命保険料控除		⑭		延届納の申告期限までに納付する金額	㉓		00	
地震保険料控除		⑮		延届納届出額	㉔		000	
寄附金控除		⑯		※ 復興特別所得税額㊱欄の記入をお忘れなく。				
寡婦・寡夫控除		⑰		還付される税金の所	㉕			
勤労学生・障害者控除		⑱		銀行	㉖			
配偶者(特別)控除		㉑		金庫・組合	㉗			
所得から差し引かれる金額	扶養控除	㉒		農協・漁協	㉘			
	基礎控除	㉓		本店・支店	㉙			
	合計	㉔		出張所	㉚			

税理士印 署名押印 電話番号

整理欄 区分 A B C D E F G H I J K 異動 管理

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税 の確定申告書 **添付書類台紙**

住所 (又は事業所、事務所、居所など)		フリガナ 氏名	
------------------------	--	------------	--

⑤ の り し ろ

源泉徴収票

④ の り し ろ

社会保険料控除関係書類
小規模企業共済等掛金

③ の り し ろ

生命保険料控除関係書類

② の り し ろ

地震保険料控除関係書類

① の り し ろ

寄附金控除関係書類

⚠ 復興特別所得税額の記入漏れにご注意ください!!

申告書を提出する場合は、上記の書類（該当するものに限りませ。）を申告書に添付するか申告書を提出する際に提示する必要があります（源泉徴収票は添付が必要です）。
書類を添付する場合は、この台紙に源泉徴収票などの書類を①から⑤の順にのりづけし、申告書と一緒に提出してください。

- ※ この台紙からはみ出さないように貼ってください。
- ※ 医療費の領収書等は、この台紙には貼らずに、医療費の明細書(封筒)や適宜の封筒に入れて提出してください。
- ※ ①から⑤以外の書類やのりしろで貼りきれない大きな書類は、この台紙の裏面に貼ってください。

住所 〒 又は 事業所 事務所 居所など	フリガナ					氏名					性別 男 女	職業	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
	平成 年 1 月 1 日 の住所	生年月日	電話番号	自宅・勤務先・携帯											

第一表 この用紙は控用です。復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

		種類	青色	分離	国出	損失	修正	特農の特示	特農の番号	送付不要	隆要
収入金額等	事業等	ア									
	業	イ									
	不動産	ウ									
	利子	エ									
	配当	オ									
	給与	カ									
	雑	キ									
	公的年金等	ク									
	その他	ケ									
	総合譲渡	コ									
短期	カ										
長期	キ										
一時	ク										
所得金額	事業等	①									
	業	②									
	不動産	③									
	利子	④									
	配当	⑤									
	給与	⑥									
	雑	⑦									
	総合譲渡・一時	⑧									
	合計	⑨									
	所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩								
医療費控除		⑪									
社会保険料控除		⑫									
小規模企業共済等掛金控除		⑬									
生命保険料控除		⑭									
地震保険料控除		⑮									
寄附金控除		⑯									
寡婦・寡夫控除		⑰									0000
勤労学生・障害者控除		⑱									0000
配偶者(特別)控除		⑲									0000
所得から差し引かれる金額	扶養控除	⑳									0000
	基礎控除	㉑									0000
	合計	㉒									0000
	課税される所得金額	㉓									0000
	上の㉓に対する税額又は第三表の㉔	㉔									
税金の計算	配当控除	㉕									
	区分	㉖									
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	㉗									
	政党等寄附金等特別控除	㉘									
	住宅耐震改修特別控除	㉙									
	住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除	㉚									
	差引所得税額	㉛									
	災害減免額	㉜									
	再差引所得税額(基準所得税額)	㉝									
	復興特別所得税額(40×2.1%)	㉞									
所得税及び復興特別所得税の額(40+41)	㉟										
外国税額控除	㊱										
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊲										
所得税及び復興特別所得税の申告納税額	㊳										
所得税及び復興特別所得税の予定納税額(第1期分・第2期分)	㊴										
所得税及び復興特別所得税の納める税金	㊵									00	
所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額	㊶									△	
還付される税金	㊷										
その他	配偶者の合計所得金額	㊸									
	専従者給与(控除)額の合計額	㊹									
	青色申告特別控除額	㊺									
	雑所得・一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㊻									
	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊼									
	本年分で差し引く繰越損失額	㊽									
	平均課税対象金額	㊾									
	変動・臨時所得金額	㊿									
	延届納の出	申告期限までに納付する金額	57								00
	延納届出額	58									0000
還付される税金の場所	銀行 金庫・組合 農協・漁協										本店・支店 出張所 本所・支所
	郵便局 名等										預金 種類 普通 当座 納税準備 貯蓄
	口座番号										
	記号番号										

税理士印
署名押印
電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

○ 收受事実を確認されたい方は、收受日付印を押なつしますので、申告書提出時に請求してください(内容を証明するものではありません)。
 ※ 所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。
 ○ この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出する必要がありません。

